

保険料について

保険料は、医療にかかる費用の一部をまかなうため、個人ごとに計算され、被保険者一人ひとりが負担能力(所得)に応じて公平に納めていただくものです。

保険料の決め方

保険料は、被保険者全員が均等に負担する『均等割額』と、被保険者の所得に応じて負担する『所得割額』の合計となります(均等割額と所得割率は2年ごとに見直しが行われます。)

4月から翌年3月までを1年間(12か月分)として、年間保険料が計算されます。

年度途中で加入された場合は、加入月分から計算され、年度途中で資格を喪失された場合の喪失月分は計算されません。

令和2年度 年間保険料額
(限度額64万円)

均等割額
46,451円

+

所得割額
所得割率 8.84%

※所得割額 = (総所得金額等 - 基礎控除【33万円】) × 8.84% (所得割率)

総所得金額等とは、「公的年金収入 - 公的年金控除」、「給与収入 - 給与所得控除」、「事業収入 - 必要経費」等で算出される金額のことで、社会保険料控除等の各種所得控除前の金額です。

また、退職所得以外の分離課税の所得金額(土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の額)も、総所得金額等に含まれます。

～参考～ 公的年金所得額の計算(昭和30年1月1日生以前の方)

公的年金収入額	公的年金所得額
120万円以下	0円
120万円超～330万円未満	公的年金収入額 - 1,200,000円
330万円超～410万円未満	公的年金収入額 × 0.75 - 375,000円
410万円超～770万円未満	公的年金収入額 × 0.85 - 785,000円
770万円以上	公的年金収入額 × 0.95 - 1,555,000円

保険料の計算例について

令和2年度年間保険料の計算例

世帯主とその配偶者とも75歳以上の後期高齢者医療制度の被保険者で、世帯主の収入が公的年金収入200万円、配偶者の収入が公的年金収入80万円の場合

世帯主	総所得金額等 80万円 (公的年金収入200万円－公的年金控除120万円)
配偶者	総所得金額等 0万円 (公的年金収入が120万円までは所得金額が0円となります。)

世帯主

均等割額 **46,451円** × 5割軽減該当 = 23,225円
(世帯内の被保険者と世帯主の令和元年中所得の合計額により5割軽減に該当)

+

所得割額 (総所得金額等80万円－基礎控除33万円)
× 所得割率 **8.84%** = 41,548円

=

年間保険料 64,773円

配偶者

均等割額 **46,451円** × 5割軽減該当 = 23,225円
(世帯内の被保険者と世帯主の令和元年中所得の合計額により5割軽減に該当)

+

所得割額 (総所得金額等0万円－基礎控除33万円)
× 所得割率 **8.84%** = 0円

=

年間保険料 23,225円

※軽減については、別ページの「保険料の軽減について」をご参照ください。

保険料の軽減について

保険料の軽減措置(令和2年度)

次の所得等の被保険者は、均等割額が軽減されます。

世帯内の被保険者と世帯主の令和元年中所得の合計額		軽減後の均等割額
33万円以下の場合	下記以外の場合	7.75割軽減 10,451円/年 ※令和3年度は7割軽減となります。
	世帯内の被保険者全員の所得額(公的年金の所得は控除額を80万円として計算)が0円となる場合	7割軽減 13,935円/年
「33万円+28万5千円×世帯内の被保険者数」以下の場合		5割軽減 23,225円/年
「33万円+52万円×世帯内の被保険者数」以下の場合		2割軽減 37,160円/年

※所得が公的年金の場合は、軽減判定の際に限り、15万円を限度として控除があります。
(昭和30年1月1日生以前の方)

※軽減判定の際には、「専従者控除」、「居住用財産や収用により譲渡した場合等の課税の特例」の適用は、ありません。

※所得等の申告がない場合は、軽減されないことがあります。

※軽減判定は、賦課期日(令和2年4月1日または資格取得日)時点で行われます。

健保組合等の被扶養者であった方(これまで保険料負担がなかった方)の保険料の軽減(令和2年度)

後期高齢者医療制度加入直前に、健保組合等(国保および国保組合は除く。)の被扶養者であった方については、特例措置として当面の間、所得割額の負担はなく、資格取得後2年の間に限り、均等割額が5割軽減され、令和2年度の年間保険料額は**23,225円**となります。ただし、均等割額の**7.75割軽減**又は**7割軽減**に該当する方については、年間保険料額が**10,451円**または**13,935円**となります。

元被扶養者の均等割額軽減割合	
均等割額	5割軽減(加入から2年を経過する月まで)
所得割額	当面の間かかりません

※平成30年4月30日までに被扶養者軽の対象となった方の均等割額は、令和2年度以降は、被扶養者軽減の対象となりません。

※保険料が減額されていない場合は、市区町の担当窓口にて「後期高齢者医療被扶養者の届出」を行ってください。